

2 練教教指第 1751 号
令和 2 年 11 月 13 日

練馬区立学校へお子様を通わせている保護者の皆様へ

練馬区教育委員会教育振興部
教育指導課長 谷口 雄磨

練馬区立学校における携帯電話の学校への持ち込み等に関する方針について

日頃から練馬区の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、文部科学省より学校における携帯電話の取扱い等について、学校および教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されたことを受け、練馬区では「練馬区立学校における携帯電話の学校への持ち込み等に関する方針」を策定しました。

本区では、公立小・中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止としています。しかし、遠方からの通学による登下校中のお子様の安全確保等のやむを得ない理由がある場合には、校長の判断により学校への携帯電話の持ち込みが許可される場合がありますので各学校へご相談ください。

今後とも、練馬区立学校の教育活動にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

練馬区教育委員会教育振興部教育指導課
電 話 5984-5759